

鹿島港における水先引受け基準

鹿島水先区水先人会

I. 水先引受け基準設定と運用

この水先引受け基準は、鹿島港における船舶の安全運航を確保すると共に、運航能率の増進を図ることを目的に設定するものです(水先引受け基準に抵触する場合は、事前に当直水先人と十分打合わせをして下さい)。

II. 運用基準

(1) 気象・海象等の条件

	150, 000 DWT未満		150, 000 DWT以上	
余裕水深	H/D=1.10以上	H: 水深 D: 船の喫水	H/D=1.15以上	
風速	V=13M/S以下		V=12M/S以下	
波高	H=2.0M以下	波高はH1/10とする	H=2.0M以下	ドルフィンサイドにて1.5Mを限度とします。
視界	VIS=2,000M以上		VIS=2,000M以上	(外海3,000M以上)
うねり	波長=1/3L以下	L: 船の全長	波長=1/3L以下	L: 船の全長
動揺度	縦揺 2° 以下 横揺 5° 以下		縦揺 2° 以下 横揺 5° 以下	

(2) 本船の状態、その他の条件

- ① 入船着岸を原則とします。
- ② 本船は、次のような状態に保たれている必要があります。
 - ・ 本船の主機及び舵が十分機能し、錨が使用できる状態にあること。
 - ・ 乗下船設備に不備がなく、水先人の乗下船が安全に行えること。
 - ・ 本船のトリムは3m以下、及びプロペラは80%以上水没していることを原則とします。
- ③ 使用曳船の曳航力については、下記を標準とします。
 - ・ 合計曳船力 = $\{(D. W / 100, 000) \times 60\} + 40$ トン

Ⅲ. 水先人の就業

	就業時間(水先人乗船時刻)	
	冬季(12月、1月、2月)	左欄の3ヶ月を除く期間
入 港	06:00時～薄明時作業終了可能時刻	05:30時～薄明時作業終了可能時刻
出 港	05:30時～21:00時	05:30時～21:00時

<備 考>

- ① 水先人の就業時間等に関して特段の定めがあるバースについては、上表は適用されません。
- ② 水先人の就業は原則として上表の時間によりますが、特別の事情がある場合は、当直パイロットにご相談下さい。
- ③ 「薄明時作業終了可能時刻」とは日没1時間前を原則とします。但し、当日の天候・視界等の状況によっては、これにより難しい場合があります。
- ④ 7万総トン以上の船舶には水先人2名が乗船します。但し、日出30分前から日没までに出港する船舶については1人乗りとなります。

(注)

- ・上記④において、水先人の乗船(水先要請時刻)が日出30分前及び日没の応当時刻となる場合は1人乗りとします。
- ・上記④の「日出30分前」とは、上表の引受け時間内に限り適用するものとします。